

財政状況に関し公的年金各制度から報告を求める事項について

社会保障審議会年金数理部会では、毎年度、公的年金各制度の財政状況について制度所管省に報告を求めているが、平成 18 年度の財政状況について報告を求める際には、以下の事項につき対応することとする。

1. 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率（実績）について

- ・「標準報酬月額ベース」に加え、「総報酬ベース」についても併記する。

2. 積立金の運用状況における資産構成について

- ・積立金の資産構成における「有価証券等」について、資産区分別（「国内債券」、「外国債券」、「国内株式」及び「外国株式」別）の状況の特記事項欄に記載する。

[様式例]

4. 積立金の運用状況について

○資産構成

区 分	金 額		構成割合	
	簿価ベース	時価ベース	簿価ベース	時価ベース
	億円	億円	%	%
流動資産				
現金・預金				
未収収益・未収金等				
固定資産				
預託金				
有価証券等				
金銭信託				
有価証券				
国内債券				
外国〃				
国内株式				
外国〃				
証券投資信託				
有価証券信託				
生命保険等				
不動産				
貸付金				
流動負債等				
合計(=年度末積立金額)			100.0	100.0
運用利回り	%	%		
特記事項	※(この欄に、時価評価の方法を記載してください。) ※(この欄に、「有価証券等」について資産区分別(国内債券・外国債券・国内株式・外国株式別)の状況を記載してください。) ※(この欄に、「有価証券等」について資産区分別(国内債券・外国債券・国内株式・外国株式別)の状況を記載してください。)			

○総合費用率

決算結果(実績)

	総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{①-⑥}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑤ -⑦-⑧-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 (注5) 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %
平成14年度	< >		< >	()							< >	
平成15年度	< >		< >	()							< >	
平成16年度	< >		< >	()							< >	
平成17年度	< >		< >	()							< >	
平成18年度	< >		< >	()							< >	

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4:平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注5:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の()内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{①-⑥}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑤ -⑦-⑧-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %
平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度												

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:「総報酬ベース」の数値である。

注4:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の③給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。

(国共済、地共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る総合費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$	$\text{③} + \text{④} + \text{⑤}$ -⑥-⑦ -⑧-⑨	標準報酬 総額	職域部分 を除いた 給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)	職域部分を除い た発生ベースの 追加費用(注4)	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収 入 (注5)	賃金 上昇率 (注6)	物価 上昇率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成14年度	< >		< >								< >	
平成15年度	< >		< >								< >	
平成16年度	< >		< >								< >	
平成17年度	< >		< >								< >	
平成18年度	< >		< >								< >	

注1: 職域部分を除いた給付費として、新共済年金については年度末の決定年金額を用いて、旧共済年金については一定割合を掛けることによって算出した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: ここでは、職域部分を除いた追加費用として、給付費按分で推計した額を計上している。

注5: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。

注6: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注7: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$	$\text{③} + \text{④} + \text{⑤}$ -⑥-⑧-⑨	標準報酬 総額	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)		基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収 入 (注4)	賃金 上昇率	物価 上昇率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円		億円	億円	%	%
平成17年度												
平成18年度												
平成19年度												
平成20年度												
平成21年度												

注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費用を除いた額として推計した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。

注5: 「総報酬ベース」の数値である。

(私学共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る総合費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④	⑤	⑥		⑨	⑩	⑪
	$\frac{①}{②} \times 100$	$③ + ⑤ + ⑥ - ⑨$	標準報酬 総額	厚生年金 相当給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く)	その他 拠出金 (注2)		財政調整 拠出金 収入	賃金 上昇率 (注3)	物価 上昇率
平成14年度	< >		億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成15年度	< >		< >						—	< >	
平成16年度	< >		< >						—	< >	
平成17年度	< >		< >						—	< >	
平成18年度	< >		< >						—	< >	

注1: 厚生年金相当給付費とは、厚生年金保険法附則第19条第4項第1号に規定する「年金たる給付に要する費用のうち年金たる保険給付に相当する給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した額」のことである。なお、この給付費には、国庫・公経済負担、追加費用及び基礎年金交付金は含まれていない。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率	①	②	③	④		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{①}{②} \times 100$	$③ + ④ + ⑥ - ⑦ - ⑧ - ⑨$	標準報酬 総額	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1)	基礎年金 拠出金		その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金 収入	賃金 上昇率	物価 上昇率
平成17年度		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成18年度										—		
平成19年度										—		
平成20年度										—		
平成21年度										—		

注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費用を除いた額として推計した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: 「総報酬ベース」の数値である。

○独自給付費用率

決算結果(実績)

	独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{①-⑦-⑤}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑥ -⑧-⑨-⑩ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 (注5) 億円	基礎年金 拠出金 億円	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く) 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %
平成14年度	< >		< >	()								< >	
平成15年度	< >		< >	()								< >	
平成16年度	< >		< >	()								< >	
平成17年度	< >		< >	()								< >	
平成18年度	< >		< >	()								< >	

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4:平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注5:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の()内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{①-⑦-⑤}{②} \times 100$	実質的な支出 ③+④+⑥ -⑧-⑨-⑩ 億円	標準報酬 総額 億円	給付費 億円	基礎年金 拠出金 億円	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く) 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %
平成17年度													
平成18年度													
平成19年度													
平成20年度													
平成21年度													

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:「総報酬ベース」の数値である。

注4:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の③給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。

(国共済、地共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る独自給付費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	① —×100 ②	③+④+⑥ -⑤-⑦ -⑧-⑨-⑩	標準報酬 総額	職域部分 を除いた 給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く)	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)	職域部分を除い た発生ベースの 追加費用(注4)	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入 (注5)	賃金 上昇率 (注6)	物価 上昇率
平成14年度	< >	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	< > %	< > %
平成15年度	< >		< >									< >	
平成16年度	< >		< >									< >	
平成17年度	< >		< >									< >	
平成18年度	< >		< >									< >	

- 注1: 職域部分を除いた給付費として、新共済年金については年度末の決定年金額を用いて、旧共済年金については一定割合を掛けることによって算出した額を計上している。
 注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)
 注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。
 注4: ここでは、職域部分を除いた追加費用として、給付費按分で推計した額を計上している。
 注5: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。
 注6: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。
 注7: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	……………	⑨	⑩	⑪	⑫
	① —×100 ②	③+④+⑥ -⑤-⑦ -⑨-⑩	標準報酬 総額	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1)	基礎年金 拠出金	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く)	その他 拠出金 (注2)	国庫・ 公経済負担 (注3)		基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入 (注4)	賃金 上昇率	物価 上昇率
平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円		億円	億円	%	%

- 注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費用を除いた額として推計した額を計上している。
 注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金※」のことである。(※ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金として、給付費按分で推計した額を計上している。)
 注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。
 注4: ここでは、2階部分に係る財政調整拠出金収入として、給付費按分で推計した額を計上している。
 注5: 「総報酬ベース」の数値である。

(私学共済の場合)

○厚生年金相当部分に係る独自給付費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④	⑥	⑨	⑩	⑪
	$\frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$	③+⑥-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	厚生年金 相当給付費 (注1) 億円	基礎年金 拠出金 億円			その他 拠出金 (注2) 億円	財政調整 拠出金 収入 億円
平成14年度	< >		< >					< >	
平成15年度	< >		< >					< >	
平成16年度	< >		< >					< >	
平成17年度	< >		< >					< >	
平成18年度	< >		< >					< >	

注1: 厚生年金相当給付費とは、厚生年金保険法附則第19条第4項第1号に規定する「年金たる給付に要する費用のうち年金たる保険給付に相当する給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した額」のことである。なお、この給付費には、国庫・公経済負担、追加費用及び基礎年金交付金は含まれていない。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。

注4: 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

平成16年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	$\frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$	③+④+⑥ -⑤-⑦ -⑧-⑨ 億円	標準報酬 総額 億円	厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分除く) (注1) 億円	基礎年金 拠出金 億円	基礎年金 拠出金 (国庫・公経済 負担分除く) 億円	その他 拠出金 (注2) 億円	国庫・ 公経済負担 (注3) 億円	基礎年金 交付金 億円	財政調整 拠出金 収入 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %
平成17年度												
平成18年度												
平成19年度												
平成20年度												
平成21年度												

注1: 厚生年金相当部分の給付費(追加費用分除く)とは、追加費用分を除いた給付費から職域部分の給付費を除いた額として推計した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」のことである。

注3: ここでは、1階・2階部分の給付に係る国庫・公経済負担額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: 「総報酬ベース」の数値である。

○収支比率

決算結果(実績)

	収支比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	$\frac{①-⑤}{⑨+⑩} \times 100$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧ 億円	給付費 (注5) 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済 負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	保険料 収入 (注4) 億円	運用収入 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %	運用 利回り %
平成14年度 [時価ベース]	[]		()									< >		[]
平成15年度 [時価ベース]	[]		()									< >		[]
平成16年度 [時価ベース]	[]		()									< >		[]
平成17年度 [時価ベース]	[]		()									< >		[]
平成18年度 [時価ベース]	[]		()									< >		[]

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。平成16年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注4:私学共済の場合、保険料収入に都道府県補助金を含める。

注5:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の()内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	収支比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	$\frac{①-⑤}{⑨+⑩} \times 100$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧ 億円	給付費 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済 負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	保険料 収入 億円	運用収入 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %	運用 利回り %
平成17年度														
平成18年度														
平成19年度														
平成20年度														
平成21年度														

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の②給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。

○積立比率

決算結果(実績)

	積立比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{⑨}{①-⑤}$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧ 億円	給付費 (注4) 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	前年度末 積立金 億円	賃金 上昇率 (注3) %	物価 上昇率 %	運用 利回り %
平成14年度 [時価ベース]	[]		()							[]	< >		[]
平成15年度 [時価ベース]	[]		()							[]	< >		[]
平成16年度 [時価ベース]	[]		()							[]	< >		[]
平成17年度 [時価ベース]	[]		()							[]	< >		[]
平成18年度 [時価ベース]	[]		()							[]	< >		[]

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:年齢構成の影響を除いた賃金上昇率である。平成16年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、< >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注4:(再計算結果の給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)給付費の()内は基礎年金交付金を控除した後の額である。

平成16年財政再計算結果

	積立比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	$\frac{⑨}{①-⑤}$	実質的な支出 ②+③+④ -⑥-⑦-⑧ 億円	給付費 億円	基礎年金 拠出金 億円	その他 拠出金 (注1) 億円	国庫・ 公経済負担 億円	追加費用 億円	基礎年金 交付金 億円	その他 交付金等 収入(注2) 億円	前年度末 積立金 億円	賃金 上昇率 %	物価 上昇率 %	運用 利回り %
平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度													

注1:その他拠出金とは、「年金保険者拠出金」「財政調整拠出金」のことである。

注2:その他交付金等収入とは、「財政調整拠出金収入」のことである。

注3:(給付費が基礎年金交付金を控除して計算されている場合)再計算結果の②給付費は、基礎年金交付金を控除した後の額である。